

総 管 調 第 23 号
令和 5 年 2 月 28 日

独立行政法人等情報公開法担当課長 殿

総務省行政管理局調査法制課長
(公 印 省 略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づく定めを
一般の閲覧に供する方法について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 15 条第 2 項及び第 17 条第 4 項並びに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号）第 11 条第 2 項の規定により、独立行政法人等において設けることとされている定めについては、一般の閲覧に供しなければならないこととされています。

これらの規定により一般の閲覧に供する方法については、各独立行政法人等の窓口に備え置くほか、インターネットを利用する方法によることも可能であると解されます。

各独立行政法人等におかれては、既に、窓口に備え置くなどして、一般の閲覧に供されているものと存じますが、令和 3 年 12 月にデジタル臨時行政調査会が策定した「構造改革のためのデジタル原則」の趣旨を踏まえ、原則としてインターネットを利用した方法（各独立行政法人等のホームページへの掲載等）により一般の閲覧に供していただくとともに、現在行われている方法も必要に応じて継続していただくなど、各法人において適切に一般の閲覧に供していただきますようお願いいたします。

【参考】

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）

（開示の実施）

第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあっては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3～5 略

（手数料）

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）

（写しの送付の求め）

第十一条 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

2 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。